

施設利用時の安全対策規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、豊川サッカー協会（以下「本協会」という。）が実施する事業において、参加する選手、審判、役員など関係者（以下「関係者」という。）および観戦者を含む第三者の安全を確保するために、関係者が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 安全対策を講じる対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 豊川市サッカー場
- (2) 豊川市赤塚山公園市民のスクエア
- (3) 豊川市陸上競技場
- (4) 豊川市音羽運動公園
- (5) 豊川市スポーツ公園サッカー場

（利用方法等）

第3条 関係者は、対象施設において定められている利用方法および注意事項を遵守することとする。さらに本協会が定めるグラウンド使用方法を遵守することとする。

（安全対策）

第4条 関係者は、対象施設の特性を踏まえ、次のとおり安全対策に努める。

- (1) 豊川市サッカー場
豊川市サッカー場は、ピッチを囲んでいるフェンスが低く、観戦者がピッチの近くにて観戦できる醍醐味もあるが、ボールが観戦者に当たる可能性もある。よって、次の項目に留意する。
 - ① フェンスの近くに観戦者がいる時は、注意を促す。
 - ② 管理棟周辺においても関係者および観戦者（トイレ利用者）に、注意を促す。
 - ③ 特に子どもがピッチの近くや芝生席（のり面）にいる時は、最大限の注意を促す。
- (2) 豊川市赤塚山公園市民のスクエア
豊川市赤塚山公園市民のスクエアは、全周がフェンスで囲まれており、豊川市サッカー場と比較してボールが観戦者に当たる可能性は低いが、ステージにおいてはこの限りではない。よって、次の項目に留意する。
 - ① ステージに関係者および観戦者がいる時は、注意を促す。また、観戦者以外が

荷物置き場や休憩などで利用している時もあるので、同様に注意を促す。

- ② 全周がフェンスに囲まれているとは言え、フェンス外にボールが飛んでいく可能性はあるので、そのことを認識し注意を払う。
- ③ 人工芝はゴール固定のピンを打つことができないため金属製のウェイトを使用するが、ゴールが倒れるような強風が吹く場合は選手の安全を考慮し、大会等を中止もしくは延期とする。

(3) 豊川市陸上競技場

- ① 豊川市陸上競技場は、ピッチがトラックの内側にあるため、他施設と比較してボールが観戦者に当たる可能性は格段に低いが、観戦者がトラック内に侵入してくることも想定する。
- ② 陸上競技場も固定のピンを打つことができないため金属製のウェイトを使用するが、ゴールが倒れるような強風が吹く場合は選手の安全を考慮し、大会等を中止もしくは延期とする。

(4) 豊川市音羽運動公園

豊川市音羽運動公園は、敷地が広いため、ピッチ周辺に観戦場所を設定しない限り、ボールが観戦者に当たる可能性は格段に低いが、観戦者がピッチ近くに侵入してくることも想定する。

(5) 豊川市スポーツ公園サッカー場

豊川市スポーツ公園サッカー場は、全周がフェンスで囲まれており、豊川市サッカー場と比較してボールが観戦者に当たる可能性は低いが、フェンス外にボールが飛んでいくことは想定される。また隣接してソフトボール場があるが、利用されている場合はファウルボールが飛んでくる可能性がある。よって、次の項目に留意する。

- ① 試合のレベルによっては公園外にボールが飛び出すことも考えられるので、そのレベルに合わせて注意を払い必要な対策を講じる。
- ② ソフトボール場の利用がある場合は、互いに配慮するとともに、ソフトボールのファウルボールがサッカー観戦者に当たることのないように注意を促す。

(熱中症対策)

第5条 日本サッカー協会により熱中症対策のガイドラインが示されており、本協会では当該ガイドラインに準じて次のとおり運用する。

- (1) WBGT 計にて 31℃以上となる時刻に、試合を始めない。
- (2) WBGT 計にて 28℃以上となる時刻が試合時間に含まれる時は、次の対策を講じる。
 - ① Cooling Break または飲水タイムを適宜採用する。
 - ② ベンチを含む十分なスペースにテント等を設置し、日射を遮る。

- ③ ベンチ内でスポーツドリンクが飲める環境を整える。
※スポーツドリンクの飲水は、天然・人工芝を傷めないように注意すること。
- ④ 緊急対応用に、氷・スポーツドリンク・経口補水液等を十分に準備する。
- (3) 1種社会人・シニアリーグにおいては、本協会役員が常駐しているわけではないので、試合開始の際に WBGT 計にて 28° 以上となる時は、当番チームが必ず本協会役員に連絡を取り、キックオフの可否等の判断を仰ぐ。
- (4) 熱中症対策を講じるときは、関係者だけでなく観戦者にも注意喚起等を行うとともに、飲料を補給できる環境(売店や自販機)にも配慮する。

附 則

- 1 この規程は、2019年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2020年4月1日から施行する。